

AM&T アジア・新興国 Legal Update 特別版

ブラジル腐敗防止法施行規則の制定

ブラジル腐敗防止法(2013年法12,846号、「本法」)に基づき制定されたブラジル腐敗防止法施行規則(2015年規則8,420号、「本規則」)は、2015年3月19日付の官報において公告され、同日施行された。本規則は、本法と同様、ブラジルで事業を展開する外国企業にも適用されるものであり、日系企業にも関心の高い規則である。

本ニュースレターでは、本規則のうち特に重要性が高いと思われる、制裁金の規定とコンプライアンスプログラムの評価基準に関する規定について解説するとともに、その他の規定についても若干触れる。とりわけ、ブラジルで事業を展開する日系企業が今後コンプライアンスプログラムを策定あるいは修正するにあたり、本ニュースレターが参考になれば幸いである。

1. 本法の概要および本規則の制定状況

まず、本規則の内容に触れる前に、本法の概要や本規則の制定状況について簡単に確認しておきたい。

本法は、ブラジル国内外の公務員に対する贈賄等の不正行為を本法違反と定め、本法違反に対する罰則として制裁金や企業名の公表等を定めている。また、本法の下では、違反行為を行った企業に限らずそのグループ企業等も処罰の対象となる一方で、リニエンシー制度が導入され、罰則の一部免除も認められている。(本法の具体的な内容については、AM&T アジア・新興国 Legal Update 2013年8月臨時号 (http://www.amt-law.com/pdf/bulletins13.pdf/Asia_EC_130814.pdf)を参照されたい。)なお、本法は違反行為にかかる法人責任を定めるものであるが、違反行為に関与した個人は従前どおり刑法等の他の法令により処罰される。

本法は、2013年8月2日に官報において公告され、2014年1月29日に施行された。しかし、本法に基づき制定される予定であった連邦行政規則(本規則)の制定は遅れ、本規則が存在しない状態が本法の施行後1年以上続いていた。とりわけ、本法は、コンプライアンスプログラムを導入している企業について罰則の軽減の可能性を認める一方で、具体的にどのようなコンプライアンスプログラムであれば罰則の軽減の対象になり得るのかに関しては、本規則が定める評価基準によると定めていたため(本法7条)、本規則の内容に注目が集まっていたところである。(本規則の制定状況等については、AM&T アジア・新興国 Legal Update 2014年10月号 (http://www.amt-law.com/pdf/bulletins13.pdf/Asia_EC_141017.pdf)の「4【ブラジル】ブラジル腐敗防止法の施行規則の制定状況等」を参照されたい。)

2. 制裁金

本法においては、制裁金の金額は、原則として、本法違反の行為に対する当局の手続が開始された年の前会計年度における違反行為者の総収入額(ただし、課税金額は除く。)(「本収入額」)の0.1%~20%の範囲という非常に幅広いものとされていた(本法6条1号)。本規則においては、この制裁金の金額に係る運用について具体的な基準が示されている。

すなわち、本規則においては、制裁金の金額は、具体的な場合によって異なる本収入額の一定の割合とされている(本規則17条)。その一例を挙げれば、以下のとおりである。

- ① 継続した違反行為の場合：
1%~2.5%
- ② 企業の取締役や経営陣が違反行為を容認または認識していた場合：
1%~2.5%
- ③ 公共サービスの提供や工事の契約の締結に関する妨害の場合：
1%~4%
- ④ 前回の違反行為の処罰の公表から5年以内における再度の違反行為の場合：
5%
- ⑤ 現在締結されている契約または締結を意図する契約に関する違反の場合：
違反行為が行われた日における当該契約の金額により、それぞれ以下の割合：

(i) 150万リアル超の場合：	当該契約金額の1%
(ii) 1,000万リアル超の場合：	当該契約金額の2%
(iii) 5,000万リアル超の場合：	当該契約金額の3%
(iv) 2億5,000万リアル超の場合：	当該契約金額の4%
(v) 10億リアル超の場合：	当該契約金額の5%

ただし、以下の場合には、制裁金の金額から本収入額の以下に定める割合が控除される(本規則18条)。

- ① 違反行為が実現しなかった場合：
1%
- ② 違反行為によって生じた損害を賠償したことを企業が証明した場合：
1.5%
- ③ 企業が違反行為の調査や確認に協力した場合：
1%~1.5%
- ④ 違反行為に関する行政手続の開始前に企業が当該違反行為を自発的に報告した場合：
2%
- ⑤ 本規則で定められた基準に従ったコンプライアンスプログラムの存在と適用を企業が証明した場合：
1%~4%

上記のいずれにも該当しない場合、または上記に従って計算した結果制裁金の金額が0以下になる場合には、原則として制裁金の金額は本収入額の0.1%となる(本規則19条)。

なお、違反者は、違反行為に関する行政手続が終了してから30日以内に制裁金を支払わなければならない(本規則25条)。

3. コンプライアンスプログラムの評価基準

前述のとおり、本法7条は、コンプライアンスプログラムを導入している企業について罰則の軽減の可能性を認める一方、コンプライアンスプログラムの具体的な評価基準を本規則に委ねている。これを受けて、本規則41条と42条において、その具体的な評価基準が定められている。

すなわち、本規則によれば、コンプライアンスプログラムは、各企業の特徴や活動のリスクに応じて策定、適用およびアップデートされなければならない、ひいてはその継続的な改善と適合性を確保し、その実効性の確保を目的とするものでなければならない(本規則41条)。

また、コンプライアンスプログラムの評価にあたり、その存在および内容が考慮される要素が、本規則において列挙されている(本規則42条)。かかる要素の概要は、以下のとおりである。

- ① コンプライアンスプログラムへの経営陣の関与
- ② 全従業員と経営陣に適用される行為規範、倫理規定、コンプライアンスの方針や手続
- ③ 必要に応じて作成されるべき、第三者(仕入先、サービスの提供者、仲介業者、協力事業者など。以下同じ。)に適用される行為規範、倫理規定、コンプライアンスの方針
- ④ コンプライアンスプログラムに関する定期的なトレーニング
- ⑤ コンプライアンスプログラムに必要な調整を行うための定期的なリスク分析
- ⑥ 取引を完全かつ正確に記録する会計帳簿
- ⑦ レポートと財務書類の迅速な作成および信頼性を確保するための内部統制
- ⑧ 入札手続、行政機関との契約の締結および公共部門との折衝(第三者を通じて行われる場合を含む。)における詐欺や違法行為の防止に関する具体的な手続
- ⑨ コンプライアンスプログラムの適用について責任を負う企業の内部機関の独立性、構造および権限
- ⑩ 異常な行為の報告経路および善意の内部告発者を保護するためのメカニズム
- ⑪ コンプライアンスプログラムに違反した場合の懲戒処分
- ⑫ 発見された異常または違反行為を迅速に妨げ、発生した損害を適時に是正することを確保するための手続
- ⑬ 第三者を採用し、必要な場合には監督する際の適切な注意
- ⑭ M&A や組織再編における、関連する企業内の異常または違法な行為の存在やそれらに対する脆弱性の確認
- ⑮ 本法5条で定められた違反行為の発生の防止、発見および対応について改善するために行うコンプライアンスプログラムの継続的なモニタリング
- ⑯ 候補者や政党への献金に関する透明性

ただし、零細企業の場合には、上記の各要素のうち、③、⑤、⑨、⑩、⑬、⑭、⑮は考慮されない(本規則42条3項)。

また、上記の各要素の考慮にあたっては、以下の事項を含め、その企業の規模や特徴が考慮される(本規則42条1項)。

- ① 従業員や協力者等の数
- ② 内部の階層の複雑さおよび部門やセクター等の数
- ③ コンサルタントや販売代理店等の仲介業者の利用状況
- ④ 事業分野
- ⑤ 直接または間接的に事業を営む国
- ⑥ 公共部門との折衝の程度や事業のために必要な許認可の重要性
- ⑦ 企業グループを構成する企業の数や所在地

⑧ 零細事業に分類されるべき要因

4. その他

本規則は、リニエンシーの要件や手続等についても詳細に規定している(本規則 28～40 条)。かかるリニエンシーの手続は、ブラジルの独占禁止法で定められたリニエンシーの手続と類似の手続である。

また、本規則は、入札参加資格等を一時停止されている企業を登録するデータベース(CEIS)や違反企業を登録するデータベース(CNEP)についても規定している(本規則 43～48 条)。CEIS には、入札への参加や連邦行政機関との契約の締結の制限を含め、個人や企業に対する行政罰に関する情報が記録される。一方、CNEP には、本法に基づいて課された罰則やリニエンシー契約の違反等に関する情報が記録される。

(注)本ニュースレターの内容については、ブラジルの法律事務所である Pinheiro Neto Advogados の Ricardo Pagliari Levy 弁護士と Sofia Preto Villa Real 弁護士より情報提供を受けております。

弁護士 角田 太郎

taro.tsunoda@amt-law.com

弁護士 福家 靖成

yasunari.fuke@amt-law.com

弁護士 川上 晋平

shimpei.kawakami@amt-law.com

弁護士 石井 淳

(ブラジルの Pinheiro Neto Advogados に出向中)

jishii@pn.com.br



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)、龍野 滋幹(shigeki.tatsuno@amt-law.com)または福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部または全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信またはその停止をご希望の場合には、お手数ですが、asia-ec-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願い申し上げます。

.....



CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051

東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー22階(総合受付)

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>